AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託企画提案募集要項（案）

１　委託業務名

　　AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託

２　業務委託期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

３　委託業務内容

　　別添「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託企画提案仕様書」のとおり。

４　委託料の上限額

　　２，５６０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

５　業務の実施方法

　　企画提案を募り、選考を経て１団体を決定し、業務を委託する。

６　応募資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けて　いる日が含まれないこと。

（３）募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和５７年１２月１日制定）に基づく指名停止　及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定により更生

　　手続き開始の申立をしている者（同法に基づく裁判所の更生手続開始決定

　　が行われている場合を除く。）でないこと。

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定により再生

　　手続き開始の申立をしている者（同法に基づく裁判所の再生手続開始決定

　　が行われている場合を除く。）でないこと。

（６）商法（明治３２年法律第４８号）附則（平成１６年法律第７６号）

第８条の経過措置が適用され改正前の商法第３８１条の規定による会社の

整理の開始を命ぜられている者でないこと。

（７）破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立を行っている者でないこと。

７　応募方法等

　（１）提出物：企画提案書一式　※「８　応募書類」参照。

（２）提出先：千葉県健康福祉部　医療整備課　医療体制整備室

　　　　　　　　「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託」担当宛

　　　　　　　　　〒260-8667　千葉市中央区市場町１番１号

　　　　　　　　　TEL:043-223-3886

（３）応募方法：持参又は郵送（ＦＡＸ、電子メールでの応募は不可）

（４）応募期限：令和７年６月２０日（金）午後５時必着

８　応募書類

　　以下、企画提案書等一式について作成、提出する。

　（１）提出物（用紙は全てＡ４判（やむを得ずＡ３判の用紙を使用する場合は、Ａ４判に折って綴じる）とすること。）

ア　（第１号様式）AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託応募書

イ　（第２号様式）応募資格誓約書兼確認書

ウ　（第３号様式）業務実施体制表

エ　（任意様式）企画提案書

「９　選考方法　（５）審査基準」にしたがって、できる限り具体的に記載すること。

オ　（任意様式）経費見積書

経費の区分ごとの積算内訳（数量、単価等）がわかるように作成すること。

　カ　その他添付書類

団体の概要等が記載されたパンフレットなど

　（２）提出部数　正本１部、副本１０部

９　選考方法

（１）提出された企画提案書一式は、下記審査基準に基づき、県が設置する　選定委員会（以下「委員会」という。）において、AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託選定要領に基づいて審査し、最も優れた提案企業（団体）を契約候補者に選定する。

（２）企画提案者が５者を超える場合には、委員会の開催に先立ち、事務局に

よる書面審査を行い、委員会における審査の対象となる提案者５者をあら

かじめ選考する。なお、書面審査を行った場合の審査結果は、各応募者に

連絡する。

　（３）総合審査の日程は、応募書類の受付終了後に連絡する。ただし、書面審査を実施した場合は、対象者のみに連絡する。

　（４）総合審査の詳細は以下のとおりである。

　　　開催場所：Ｚｏｏｍにて開催する。必要なＵＲＬは応募書類の受付後に別途通知する。

　　　出席者：２名以内とする。

　　　プレゼンテーション：プレゼンテーション実施後、その内容について、質疑応答を行う。プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の資料のみを用いて行うものとする。

（５）審査基準

審査に当たっては、おおむね以下の評価基準により総合的に評価する。

ア　企画提案内容

・本事業の趣旨・目的を十分に理解した上での提案となっているか。

・提案内容が具体的かつ実現可能なものとなっているか。

・魅力的な独自提案となっているか。

　イ　経費妥当性

・価格に対して適正な普及啓発事業の企画を提案しているか。

ウ　業務遂行能力

・本事業を行う上で、円滑に実施するための経験を有しているか。

・本事業を行う上で、円滑に実施するための体制を有しているか。

・本事業の趣旨に沿った講座・イベントを実施するにあたり、必要な専門

的知識を持つ人員を揃えることができるか。

・本事業を行う際のスケジュールは明確で実現可能か。

10　提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

（１）応募資格の無い者が提案したとき。

（２）所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。

（３）同一の企画提案募集に対して、２以上の提案をしたとき。

（４）同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案した

とき。

（５）同一の企画提案募集に対して、２以上の代理人をして提案したとき。

（６）提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

（７）業務に要する経費見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされ

ているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。

（８）上に掲げるもののほか、提出書類の重大な記載不備等により、県が無効であると判断したとき。

11　委託契約

　　９により選定した契約候補者と、詳細な業務内容及び契約条件について　　協議、合意した後に委託契約を締結する。

（１）委託期間　契約締結日から令和８年３月３１日まで

（２）契約に当たっての主な留意事項

ア　契約に当たっては、契約書を作成し、各１通を保有する。

イ　提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。

ウ　提案された企画内容を基に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については契約候補者決定後、協議の上、県が作成　する。）

エ　契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

オ　本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的規格、業務遂行管理等を指す。

　　ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得た時はこの限りではない。

（３）委託料の支払い

委託料の支払時期については、受託者決定後協議の上、決定する。

12　注意事項

（１）企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

（２）提出された書類等は返却しない。

（３）提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。

（４）提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例

第６５号）に基づき開示する場合がある。

（５）提出された書類等は必要に応じて複写する。

（６）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13　結果通知

　　総合審査の結果については、総合審査参加者全員にメールで通知するとともに、総合審査後に千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。

14　問い合わせ

本件に関する質問については、下記のとおり受け付ける。ただし、提案の　状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

（１）質問受付期間

令和７年６月１３日（金）午後５時まで

　（２）受付方法

　　　　第４号様式記入のうえ、電子メールで送信すること。

　　　　※ メール送信後、電話にて到達確認をすること。

　（３）送付先

　　　　千葉県健康福祉部　医療整備課　医療体制整備室

「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託」担当宛

　　　　　ＴＥＬ　043-223-3886

E-mail: ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp

件名は「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託についての質問事項」とし、会社名・連絡先を必ず記載すること。

（４）県ホームページへの掲載

本件に関する質問及びそれに対する県の回答については、県ホーム　　ページに掲載する。